

### (3) 保護者への対応

—学校と保護者のかかわりは一般的には希薄—

虐待が疑われた場合、保護者にどのようにかかわるかについては工夫が必要。

原則は家庭訪問や面談で保護者と十分に話し合う。

- ・子どもが保護者の加害行為を認めている場合

\*危険度や緊急度により対応が分かれる。〈緊急度が高い場合は虐待対応機関へ通告〉

緊急度が低い場合 → 保護者面談や家庭訪問等で保護者から話を聞く。

- ・子どもが虐待を否認している場合

家庭での親子の状況を確認する。

- ・虐待の有無に話を集中させず、家庭生活全般の話を聞く。
- ・学校の「疑問や不安」を「心配」として伝える。

#### 虐待種別による対応

- ・身体的虐待の場合

しつけであることを主張する場合、保護者としての愛情や思いは受け止めつつも、その行為は虐待であることを告げる。

通告は法的な義務であることを理解してもらう。

- ・性的虐待の場合

かかわりの中心は児童相談所になる。

- ・心理的虐待の場合

適切な対人関係が持てない保護者が多い。

担任が一人でかかわるのではなく、学校全体として対応する。

- ・ネグレクトの場合

生活全体の変化が必要なため関係機関との連携のうえ長期的な対応が必要になる。

#### 保護者支援の視点

—虐待の背景として—

保護者自身が、社会的弱者である  
被害者であるという側面がある

精神障害や知的障害  
経済的な困窮  
社会的不適応

児童虐待の解決には  
学校だけでは困難  
\*ネットワークの必要性

他機関と連携し  
保護者を含めた家族全体への援助が必要

#### 4. 通告について

##### (1) 通告とは

###### 通告とは

通告とは虐待を発見した人が、児童相談所や市町村の窓口、福祉事務所に連絡すること。

- \* 虐待を発見した人は通告の義務がある。
- \* 『疑い』の場合でも通告義務がある。

<質問>虐待の確証がなくとも、疑いの段階でも通告ができることを知っていますか？

「知らなかった」 35.5% (小学校教職員)  
39.5% (中学校教職員)

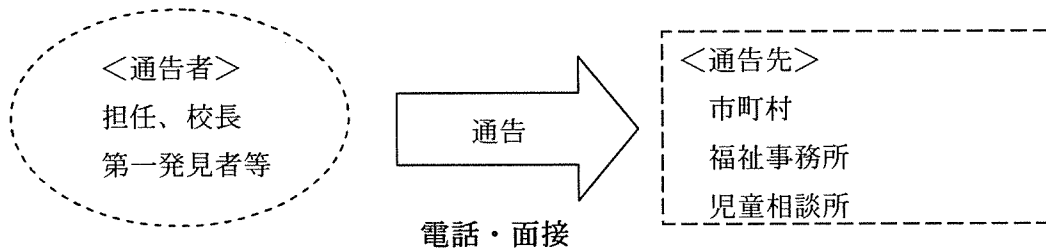
##### (2) いつどこに誰が通告するのか

いつ	どこに	誰が
発見した場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・福祉事務所</li> <li>・児童相談所</li> <li>*暴力行為の阻止など緊急の場合は警察への通報も可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任</li> <li>・第一発見者</li> <li>・校長等（組織上の役職者）</li> </ul> <p>立場、資格は問わない。通告義務は国民一般に課せられている。</p>

\* 通告者の情報については、通告者の了解なしに当事者や第三者に漏れることはない。

##### (3) 通告には正式な書類が必要か

###### 通告の方法



通告に際して優先すべきことは、有用な情報を迅速に伝える、ということ。まず、第一報の電話が重要。必要な文書は追って用意する。

<質問>通告は面談・電話でもいいことを知っていますか？

「知らなかった」 40.0% (小学校教職員)  
42.6% (中学校教職員)

(4) 通告に当たってどのようなことを伝えるか

通告の内容

- ①いつ発見したか
  - ・ 時間関係を明確に伝える
- ②虐待の状況
  - ・ どのような傷がどこに見られるのか
  - ・ 『帰りたくない』『おうちが怖い』など、どのような発言が聞かれているか
  - ・ 不潔な服装や体に見合わぬ食欲など気になる兆候の様子は
  - ・ 理由の判然としない欠席など、不自然な様子はいつからか
- ③子どもについての情報
  - ・ 在籍、登校状況や日常の様子、特筆すべき点
- ④保護者や家族についての情報
  - ・ 日ごろのやりとりや学校行事などへの参加状況、家庭訪問時の家庭内の様子、在籍しているきょうだいの情報
- ⑤通告者や学校に関する情報および対応状況
  - ・ 自分の立場や発見後の対応状況

(5) 通告した後はどうなるのか

通告後の流れ

- ①調査
  - ・ 子どもの安全確認
  - ・ 保護者および家庭等の情報についての調査
- ②判断（判定）

家庭において安全性が確保できないと判断された場合 ⇨ 一時保護の検討

緊急性や危険度が高くないと判断された場合 ⇨ 在宅指導の検討
- ③安全保障と親子分離

一時保護 ⇨ 在宅での支援が可能 ⇨ 家庭へ帰る

⇨ 在宅での支援が困難 ⇨ 里親、児童養護施設
- ④親子関係修復に向けた援助

親子分離が行われたケース ⇨ 親子関係を修復し、子どもが家庭生活に戻るよう関係機関と連携しながら援助する

**最終的な目標は家庭生活を安定して維持継続し、虐待を再発させないこと**

(6) 守秘義務と個人情報保護の関係

通告の義務

児童虐待防止法では

通告の義務 > 守秘義務

通告義務は守秘義務よりも優先されると規定している。

<質問>守秘義務がっても通告しなければならない規定を知っていますか？

「知らなかった」 30.6% (小学校教職員)

36.4% (中学校教職員)

(7) 通告することを上司に止められているが

学校としての判断が一致しない場合

虐待の対応は組織としての判断が重要視されている。学校としての判断（上司の判断）と担任の判断が一致しない場合もありうるが・・・

担任が危険を感じている場合 → 個人としての通告も可能

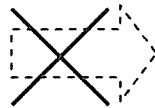
\* 通告者についての情報は秘匿される

(8) 保護者との対立を避けたい

保護者への対応

保護者への対応は困難。できるなら対立は避けたいのだが・

通告をすると



- ・ 保護者との良好な関係が崩れる？
- ・ さらにコミュニケーションがとれなくなる？
- ・ 恨みをかってしまう？

通告は、子どもの安全を守るために行うものである

保護者と不必要な対立を避けることは重要なことであるが、通告は、子どもの成長にとってよい家庭環境が維持されるように、少しでも早く虐待の芽を摘んでしまうための第一歩である。

(9) 通告をした後は何をすればいいのか

通告をした後は

**子どもの安全を維持することが何よりも大切**

- ・ 子どもの年齢に応じて、可能な範囲で状況を説明しておく
- ・ 子どもに安易な約束をしない
- ・ 確証のない事実に期待を持たせない
- ・ 子どもの前で親のことを悪く言わない

## 5. 校内の対応体制と機関連携

### (1) 校内の相談体制

#### 虐待対応の校内での流れ

虐待のキャッチから通告まで

① 虐待のサインへの気づき (→第3部 2.「早期発見のポイント」)

② 校長先生または教頭先生に相談

- ・ 何に困っているのか
- ・ 何を気にしているのか
- ・ それはいつ頃からなのか

家族構成／家族の職業・経済状況  
きょうだいの有無／授業中の様子  
友人関係 などの情報も重要

③ 校長先生または教頭先生による校内チームの編成

- ・ 虐待は個人が扱う問題ではなく、組織的に対応する

④ 校内チームで状況を確認 (アセスメント)

- ・ 学校として主体的に情報を整理する
- ・ 学校だからこそわかる子どもの気持ちや動きをしっかりとキャッチ

⑤ 校長先生または教頭先生による通告 (→第2部 4.「通告について」)

<質問>虐待が疑われたり、発見した場合に相談する人は？

	校長又は教頭	養護教諭	担任	児童指導主任	他の学年担任	ｽｰﾊﾟｰﾋﾞｻﾞｰ	学年主任
				生徒指導主事			
小学校 学年担任	93.5%	59.0%	29.3%	27.0%	36.6%	10.3%	44.2%
中学校 学年担任	84.3%	51.4%	42.4%	53.6%	26.7%	29.6%	71.8%

### (2) 校内の進行管理

#### 虐待対応の校内での流れ

校内での進行管理

\* 虐待事例には進行管理が必要

- ・ 理解の齟齬や情報の行き違いを防ぐ
- ・ マネジメント能力を生かし校長や教頭が進行管理を担う
- ・ チームにより定期的に状況を確認する

(3) 教育委員会との連携

教育委員会との連携

「抱え込まない」ことが虐待対応の基本

- ・学校だけで対応しないで教育委員会や市町村のほかの部署とも連携をして対応する

(4) 関係機関との連携

関係機関との連携

虐待への対応は、個人や単一機関で抱え込めるものではない

- ・ 関係機関との連携は、虐待の発見だけでなく、効果的な対応を見出していく上でも役に立つ

<連携する機関>

児童相談所／市町村児童福祉担当課  
 教育委員会／民生委員・児童委員(主任児童委員)  
 保健所／市町村保健センター／警察  
 虐待防止ネットワーク等

\* 虐待への対応のために、地域には組織的に連携を持つための仕組みがある

<質問>虐待防止ネットワークの会議に出席したことがない理由は？

(※虐待防止ネットワーク会議に出席したことがないと回答した人への質問)

「虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった」

67.9% (小学校教職員)

70.0% (中学校教職員)

虐待防止ネットワークとは

児童虐待は単独の機関だけで解決できるものではない。関係する機関が効果的に連携しながら対応していくことが重要。虐待防止ネットワークは、関係機関が連携を円滑に行うための日ごろのつながりである。虐待防止ネットワークは、代表者会議、実務者会議、個別事例検討会という三つの会議で構成される。なお、児童福祉法に基づく児童虐待防止ネットワークは「要保護児童対策地域協議会」といわれている。

代表者会議	実務者会議	個別事例検討会
各機関(医師会、警察署、民生委員児童委員協議会、弁護士会、市町村等)の代表者からなる会議	各機関の実務者が集まって援助事例の点検・調整や、住民への啓発などを行う会議	特定の事例に具体的に関わる機関の実務者が集まり、情報交換や援助方針の検討、援助の役割分担等を決める会議

(5) 研修

虐待に関する研修

虐待の対応には研修が必要

- ・ケースの進行管理を担う管理職の研修はもとより、一般の教職員に対しても、事例検討などを通して基本的な考え方や対応方法を理解するための研修が必要である。

<質問>あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか？

(「研修会・講演会への参加の機会あり」の場合)

開催主体	教育委員会		教育委員会以外		その他の機関・団体
	都道府県	区市町村	都道府県(含む児相)	区市町村	
小学校	13.0%	17.0%	3.7%	3.6%	11.2%
中学校	13.0%	14.2%	4.4%	3.0%	10.6%



## 6. 援助のポイント

### (1) 子どもへの援助の原則

#### 子どもへの援助の原則

学校で直面するさまざまな指導上の課題の背後には「子ども虐待」という問題が潜んでいるかもしれない

#### 虐待を受けている子どもとかかわるときのポイント

- ① 子どもの嘘を責めない
- ② 他の子どもの前でのかかわりには注意を払う
- ③ 子どもの前で親のことを悪く言わない
- ④ 「誰にも言わないから」「親には言わないから」という約束をしない
- ⑤ 子どもへの質問にはいくつかのバリエーションを用いる

#### <質問のバリエーション>

(1) 開かれた質問	}	組み合わせて使う
(2) 特定された質問		
(3) 選択肢のある質問		
(4) 誘導的質問	}	基本的には使わない
(5) 強制		

### (2) 保護者への援助の原則

#### 子どもへの援助の原則

#### 虐待を行っている保護者へのかかわり・援助の原則

- ① 子ども虐待を行う親を理解しようとする
  - ② 批判的態度は避ける
  - ③ 学校だけで解決しようとするしない
  - ④ 通告をためらわない
  - ⑤ 家庭訪問の留意点
    - ・ 保護者が落ち着いて話せない状態のときは無理をせず後日出直す
    - ・ よい関係が築けている人や上位の教員も同行する
    - ・ 保護者の不平・不満について、弁護・反論も迎合もせず、共感的に聴き続ける
  - ⑥ 周囲の保護者への対応に配慮する
- \* 保護者が拒否的で、関係が築けない場合は、通告するなど関係機関との連携が重要**

### (3) 一時保護に向けた援助

#### 一時保護に向けた援助

一時保護の第一の目的は、子どもの生命の安全を確保することである

- ① 一時保護に関する子どもへの説明
  - ・ 子どもに安心感と安全感を持ってもらえるように説明をし、配慮を持ってかわる
- ② 子どもの教育・学習指導
  - ・ 保護所を訪問し、クラスの様子を伝えるなどして子どもに安心感を与える

### (4) 施設入所した子どもへの援助

#### 親から分離された場で生活する子どもへの援助

家庭から分離された子どもの生活の場は、児童福祉施設（児童養護施設など）と里親家庭がある。

- ① 虐待によって親子分離された子どものための児童福祉施設と学校教育
  - (1) 情緒障害児短期治療施設  
↳ 施設内学級に通学
  - (2) 児童自立支援施設  
↳ ほとんどの場合施設内の分校・分教室に就学（校区内の学校に通学の場合もあり）
  - (3) 児童養護施設  
↳ 校区の学校に通学
- ② 児童養護施設と学校の連携
  - ・ 定期的な連絡会議や情報交換会を開催するなど、それぞれの実態にあった連携のあり方を工夫して実践することが重要。
- ③ 里親制度
  - ・ 里親家庭で生活する子どもへはさまざまな配慮が必要  
周囲の子どもや保護者から差別や偏見の目で見られたり、いじめられたりすることがないように、注意深く温かく見守る。

### (5) 児童虐待防止プログラム（CAP）について

子どもたち自身が人権意識をしっかりと持ち、暴力から自分を守るための知識や技能を学ぶために、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を学校の授業に取り入れているところもある。

## 放課後児童クラブを支えている人たちへ

### 放課後児童クラブの位置づけ

放課後児童クラブが、単独で判断・行動することには困難やリスクが伴う

- ・ 児童への対処や保護者への指導は、小学校が中心となっていく。
- ・ 放課後児童クラブ単独での行動は、事態を複雑化させてしまう危険がある。



虐待の対応には学校との連携が欠かせない

- \* 夏休み・冬休み等に虐待をキャッチした場合 → 学校に速やかに連絡する
- \* 子どもに危険が迫っているなど緊急の場合は児童相談所等へ通告する  
(あわせて学校へも連絡する)

### 放課後児童クラブに従事する職員の役割

学校との信頼関係を基にした連携が基本

- ・ 虐待対応についての制度的な仕組みと基本的な対応方法を理解する。
- ・ 放課後児童クラブ、学校とも、それぞれにキャッチしやすい情報があるので、お互いの情報をつなぎ合わせる事が重要である。



顔の見える関係の中で、学校との連携を行う

## 第1部 子ども虐待を理解する

## 1. 虐待とは

子ども虐待とは、保護者をはじめ子どもを保護・監督する立場にある人が、子どものからだや心に傷を生むような暴力的な関わりをしたり、子どもの健やかな発達を阻害するような不適切な養育をしたりすることをさします。

一般的に家庭内において親などの強者から弱者である子どもに向けて行われる強権的行為ですが、加害者は親に限らず同居人などの場合も含まれます。

また、直接的な行為がなくとも、保護者として、例えば配偶者や同居人がわが子を虐待しているのを知っていながら見て見ぬふりをするような場合も、不適切な養育態度であり、虐待とみなすことができます。

図 1-1-2 は、今回の調査で明らかになった「小学校教員及び中学校教員の虐待への関心」です。「非常に関心がある」「関心がある」を合わせると約 8～9 割にのぼり、それだけ学校現場にとっても虐待が身近な出来事になってきている様子が伺えます。

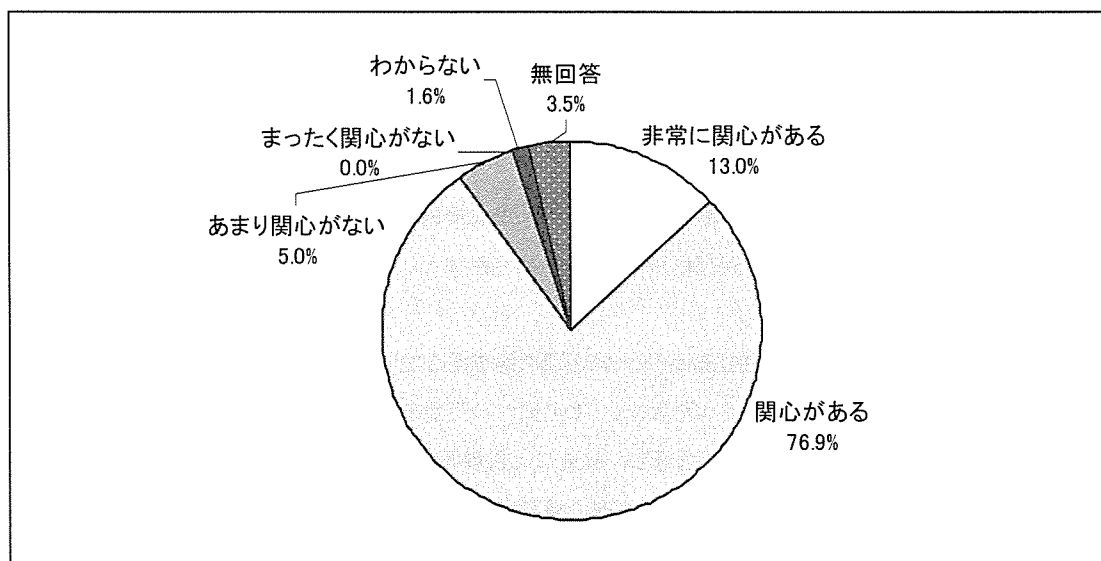


図 1-1-1 小学校教員の虐待への関心

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

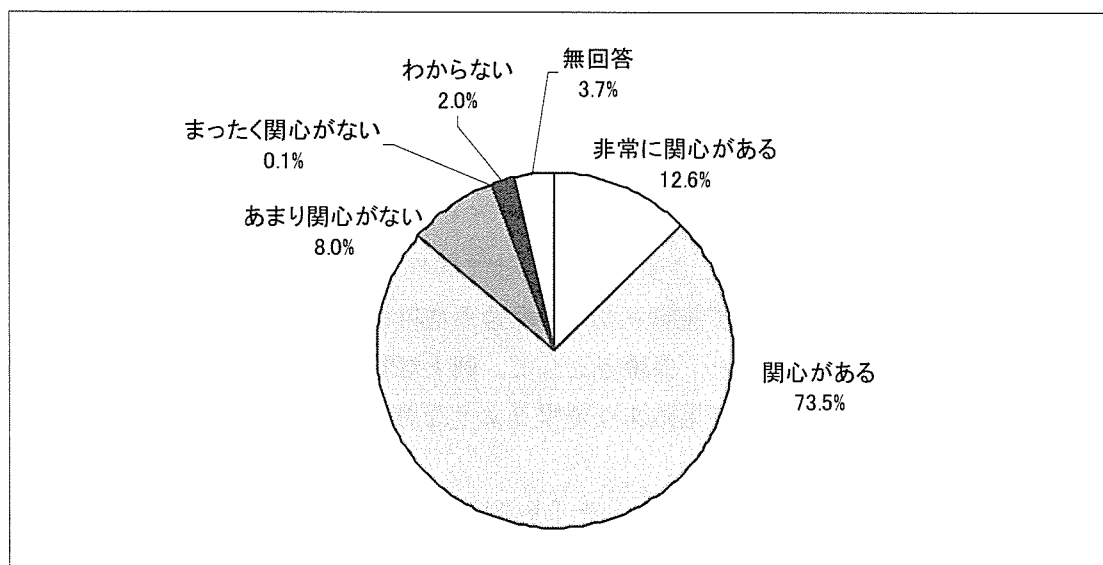


図 1-1-2 中学校教員の虐待への関心

出典：前掲報告書

#### 児童虐待防止法第 2 条(児童虐待の定義)

この法律において、児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## 2. 虐待としつけの関係

虐待者は、自分のしていることを、「しつけ」であると説明することがあります。子どもを思えばこそ、叱っている、厳しくしている、つき離している、などと言い、愛情に基づく行為であることを強調することもあります。あるいは、自分も叩かれて育った、親が子どもを叩いて育てるのは当たり前だ、今では叩いてくれた親に感謝している、などと肯定的に意味付けようとすることもあります。

また乳幼児期においては、小さいうちにきちんとしつけておかなければ子育ての失敗を招くといった強迫観念が、時折親や祖父母に見られます。すると本来愛情を注ぐべき時期にしつけ優先の子育てが行われるようになり、子どもは赤ちゃん返りをして、できることでもやらずに大人にやってもらおうとして必要以上に甘えを見せたり、何とか大人の気を引こうと大人が求めている行動をとったりするなど、盛んに愛情欲求行動を示すようになります。結果として、親は、子どもが自分の思い通りにならないことにひどく苛立ちや不安を覚えることもあるようです。特に祖父母からの期待が大きい場合には、更に不安感が増大し、悩みを親だけが抱え込んでしまう傾向が見られます。

しかし、虐待は、子どもを愛しているかいないか、養育熱心かそうでないか、といった養育者側の主観で判断するものではありません。養育者の関わりが子どもの心身やその発達にどのような影響を客観的に及ぼしているのかを問題にするものです。したがって、たとえ「愛情あるが故の行為」であっても、それが子どもを傷つけ子どもの権利を侵害する行為とみなされる場合は「虐待」と判断されます。

ところが、現実場面でのこの見分けには大きな戸惑いが生じます。図 1-2-1 は今回の調査で明らかになった小・中学校教員の意識で、図中に示されているような場合に虐待として通告が必要だと思うかどうかを尋ねたものです。それによると、より暴力性の高いものは通告の必要性も高いと認識されているのは明らかですが、一方で「罰として」という「しつけの一環」としてのニュアンスが含まれると、「どちらともいえない」という回答が増え、判断に迷いが生じやすくなっている様子が伺えます。

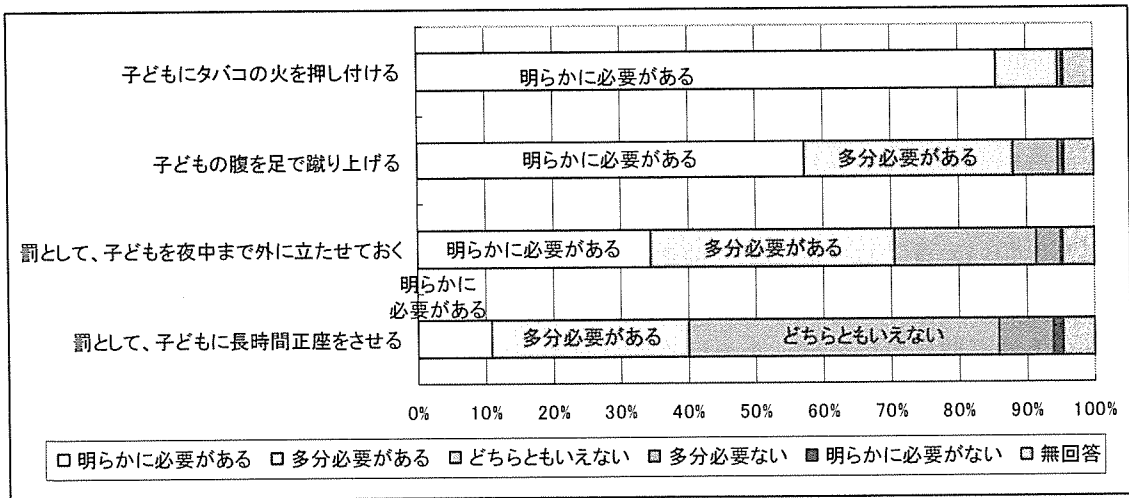


図 1-2-1 通告する必要があると思うか（小学校）

出典：才村純他（2006）「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）『平成 17 年度 厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）報告書』

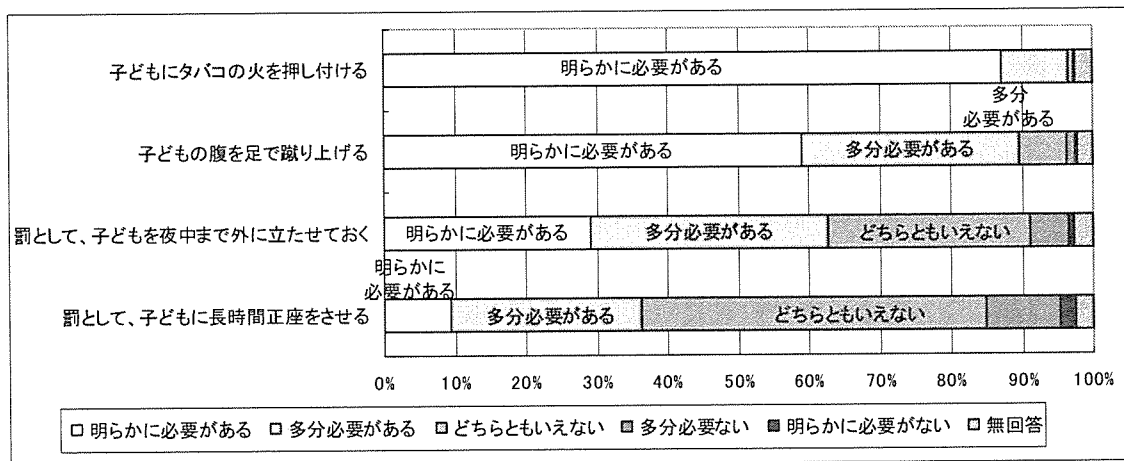


図 1-2-2 通告する必要があると思うか（中学校）

出典：前掲報告書



### 3. 虐待の種類

#### (1) 4つの虐待

子ども虐待は受けた被害の内容により、一般的に次のように分類されます。

##### ① 身体的虐待

身体的虐待とは、子どもの身体に外傷ができたり、できる恐れがあるような暴力的行為が加えられたりすることです。ちょっとした傷やあざから、骨折、後遺症が残るほどの大怪我、最悪の場合は命を落とす状況に至るまで、大きな幅があります。

傷やあざは目に見えやすいため、虐待発見の糸口になることが多いものの、衣服等で隠れるところをわざわざ選んで虐待行為を繰り返す親もおり、注意が必要です。身体計測や体育着への更衣、水泳の授業の際などに虐待の傷が発見されることがありますが、親がそれを恐れて、学校を休ませたり、体調不良でもなく運動が好きな子どもなのに体育を欠席させたりすることもあり、不自然な様子が見られるときは要注意です。

##### ② 性的虐待

大人が子どもにわいせつな行為をしたりさせたりすることです。直接的な行為に限らず、たとえばアダルトビデオを見せたり、大人の性交渉場面を目撃させたりといった状況なども含みます。日本ではこの性的虐待は家庭内で行われることを想定していますが、欧米諸外国では必ずしもその範囲には限定していません。また、性的虐待の被害は、女兒に限られるものではありません。

性的虐待は被害児の尊厳を傷つけ、心身ともに深い傷跡を残すだけでなく、話題をオープンにしにくいために、必要なサポートが得られぬままに見過ごされてしまう傾向があります。また、性的虐待の影響から性的な行動に走りやすくなる子どもも見られます。たとえば、思春期に入って、被害女兒が性産業にのみ込まれたり、被害男児が他児を巻き込んで加害行為に及んだりして、結局は「性非行」「性犯罪者」というレッテルを貼られ、地域社会から排除されてしまうというような残念な結果に至ることも少なくなく、発見とケアのシステムの整備・充実が強く求められています。

小学校においては、何かと汚いことばや卑猥なことを言うことが増えたり、必要以上に、あるいは年齢不相応に自分や人のからだに興味が強くなり、何かと身体接触を求めてきたりしたときは、注意が必要です。教師や他の子どもの目を盗んで、トイレの中をのぞいてみたり、人目のない空き教室などで性器を見せ合ったりすることもあります。このようなことは、男の子と女の子のペアとは限らず、男の子どうしだったり、集団だったりすることもあります。性的な行為は習癖化することが多く、年齢が低いからといって気に留めなかったり、エッチなことばかり言ってお茶目な子、などで見過ごしてしまったりしないようにする必要があります。

中学生の時期は性的興味が大きく広がる時期であり、不自然さや逸脱とそれ以外の境界

線を見定めにくいこともありますが、とりわけ異性との距離が極端に近くなったり、逆に極端に避けようとするなどの様子が見られるときは、注意が必要です。女子生徒がある日を境に、ことごとく男性教諭を避けるようになっていたりすることがあります。服装が派手になり夜間遊び歩くなど、生活態度が一変したり、決してスカートをはかなくなり、肌の露出を極端に嫌うようになる、などといった様子が見られることもあります。

また、リストカットや自殺企図、試験を放棄するなどの自虐的行為が見られることもあるほか、咳、発熱、嘔吐等身体の不調から、欠席が増えたり、登校しても保健室で過ごす時間が増えたりすることもあります。身体の不調は、心因性の場合もありますが、性交渉があった場合、妊娠や性感染症といった可能性も考えられるため、注意が必要です。

男子生徒が性虐待を受けた場合も、基本的には同じような様子が見られることがありますが、「男児が性虐待のターゲットになるわけがない」、「仮にターゲットになったとしても『年上の女性から手ほどきを受けてラッキーなやつ』」などといった間違っただけの思い込みから問題視されないことも少なくありません。しかし、性虐待を受けて傷つくのは男女で違いがあるわけではなく、拒めなかった自分を男性として失格だと感じ、ましてや射精を伴ってしまった場合などは、自ら虐待を肯定的に受け入れてしまったのではないかと思ひ悩み、自殺企図に至ることもあるなど、被害生徒の深刻さにはかわりがないことを、十分に理解しておく必要があります。

### ③ ネグレクト

本来なされるべき養育が十分に行われなかった結果、子どもの心身の発達に著しい影響が生じたり、生じる恐れがあるような状況を指します。継続的に衣食住が満たされないような場合のほかにも、パチンコ店などの駐車場に停めた車中に子どもを乗せたまま放置し、熱中症などの危険にさらすような「安全状態を損ねる放置」、必要な医療行為を拒んだり親の怠慢で受診させず健康状態を不必要に悪化させたり命を危険にさらすような「医療ネグレクト」などもここに含まれます。

家庭の経済状況が厳しく、十分に食べさせられない、収入を得るために昼夜を問わず働き続けねばならないため満足に関わる時間がない、という場合は金銭的な支援により状況が改善することもあります。むしろ今日問題となっているのは子どもへの無理解・無関心です。適当に食事さえ与えていれば後は放っておいてもいいと考えている場合もあれば、食事すら満足に与えない場合もあります。また、登校させず、家事や他のきょうだいの世話をさせたりする場合もあります。

何日も洗濯のされていない同じ服装で登校したり、朝からおなかをすかせていて体格に似合わず大食いであったり、忘れ物が多く保護者にも連絡がつきにくい、あるいは連絡がついても一向に状況が改善しない、理由なく欠席が続くなどといった場合、ネグレクトが疑われることがあります。

積極的に殴る、蹴るなどの暴力を行うわけではないため、逆に発見しにくいという特徴

があります。身体的虐待に比べ、生命の危険性が低いように言われがちですが、特に低年齢の子どもたちにとっては極めてリスクが高いことに留意が必要です。また、小学校高学年や中学生ともなれば自分で何とかするのではないかと、思われがちですが、たとえ中学生であっても食事を与えられないことで徐々に体力と気力を奪われ、重篤な後遺症を残したり生命の危機に直面するケースが実際に生じていることを忘れてはなりません。

さらに、子どもの衣服や身体が不潔で異臭がするため、いじめられたり、不登校が続く場合もありますので注意が必要です。

#### ④ 心理的虐待

子どもに心理的外傷を生じさせるような言動を加えることを指します。親の言葉で心が傷つくような事態は、著しい暴言を加えられたりすることによっても生じますが、逆に著しく無視されたりすることによっても生じます。親が意識している、いないに関わらず、「お前なんか生まれてこなければよかったのに」「おまえは父さんとそっくりで、見ているだけで腹が立つ」などと存在を否定するようなことを言われたり、きょうだいの間で極端な差別を受けたりするような場合も、子どもは心に傷を負うことがあります。

また、心理的虐待は、子どもが直接的なターゲットとなっていなくても、いわゆるドメスティック・バイオレンスの目撃や、きょうだい虐待などの暴力にさらされている場合に居合わせたりすることによって、引き起こされることもあります。目に見えず、またこころの内側を言葉にして表すことは子どもにとって大きな困難を伴うので、なかなか実態を把握しにくいのが特徴です。

心理的虐待が子どもに及ぼす具体的な影響としては、顕著な情緒不安定が挙げられます。いつもイライラしていて、ちょっとしたことで他の子どもに暴力をふるうことがあります。しかも、いったん不安定になると、自分ひとりではなかなか立ち直ることができないということも多く見受けられます。その結果、年齢に相応な人間関係をつくるのが困難になり、社会性が十分に獲得できないという不都合を生じるようになります。また、気分の浮き沈みが非常に激しく、そのことが親のストレスになるといった悪循環を繰り返していることもあります。しかし、心理的虐待については、たとえ親の側に虐待をしている事実があったとしても、その自覚を持つことが基本的に困難な傾向があり、多くの親は、泣き叫んだり、理解しがたい行動を繰り返すわが子を見て、その理由が分からずに途方に暮れているというような状況です。虐待をしているという自覚が仮に持てたとしても、自分ひとりでは感情をコントロールできず、後悔の念を繰り返し持ちつづけているということも多いようです。

小学生の場合、言葉にできない分、表情や体調の不調など、別のサインが心理的虐待を物語ることも多く、日常的な観察が大切です。笑顔が消え無表情、無気力、チックや抜毛、不調を訴え保健室に行きたがるというようなことがあったり、大切なものを壊す、動物をいじめるといった行動が見られたりもします。あるいは、気持ちのありようが描いた絵に

現れることもあります。このようなサインがあるからといって、それが即、虐待の存在を証明するものではありませんが、心の内に抱えているものに気づかせてくれるきっかけになることが少なくありません。子どもがどのような手段で心の内を表してくるのか、日頃から気をつけておくことが重要です。

また、中学生の場合、言葉で表現する力は高まりますが、一方で視野も広がってきている分、喋ってしまうことでその影響はどうなるのだろう、などと様々なことを気に病み、かえって喋るのを思いとどまってしまうことも少なくありません。また、虐待を受けた子どもは、人への不信感が強まっていることも多く見られますので、日頃から身近な立場の人と安心して話のできる関係を築いておくことが重要です。逆に、日頃の利害関係がないスクールカウンセラーなどの方が話しやすいという場合もあります。

いずれにしても、様々な症状や行動の背景には虐待の影響が見られることがあるので、表面的な行動の問題性に振り回され、本質を見間違えることのないよう注意する必要があります。また、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトなど、他の種類に分類されるものでも、子どもの心に与える影響は無視できず、少なからず心理的虐待の要素は含まれていることを念頭に置いておくことが肝要です。

#### 特殊な虐待①—『医療ネグレクト』とは

ネグレクトの特殊なものとして、「医療ネグレクト」と呼ばれるものがあります。これは、親の信条に基づき子どもにとって必要とされる医療行為を拒否したり、親の怠慢から、本来であれば必要だと考えられる医療を受けさせなかったりして、その結果子どもの健康維持や生命に深刻な影響を及ぼすと考えられるものです。学校では、予防接種の拒否やけが・病気の際の受診拒否などで発見される場合もあります。

親として子どものことを大切に思えばこそ、治療方針をめぐる医師と意見が対立する場面や、成功率の低い手術を受けさせるのは忍びないと施術を拒むような場面は生じ得ることであり、一概に医師の提示に拒否を示したからといって『医療ネグレクト』と判断されるわけではありません。一般的な社会通念、文化的背景や、医療水準に照らし合わせ、客観的に見て受けて然るべきと考えられる治療を拒否したときに該当すると考えられます。

#### 特殊な虐待②—『代理によるミュンヒハウゼン症候群』とは

ミュンヒハウゼン症候群とは、自分に関心や注目を集めるため、病気に罹っているという虚偽の症状をつくり上げ、医療機関を受診したり入院したりするものです。わざわざ怪我をさせたり、検体をすり替えたりすることもあります。『代理によるミュンヒハウゼン症候群』は、自分に注目を集めるために、自分ではなく、子どもを傷つけるものです。実際にはそのようなことがないのに、具合が悪いということを理由に医療機関を受診させ、不必要な治療を受けさせたり、入院させたりします。また、わざと怪我をさせたり、体調を崩すように仕向けるなどの危害を加えることもあります。昼夜をいとわず病院通いを続けたりして献身的な親を演じ、評価を得ると同時に、触れられたくない面から周囲の目を逸らそうとしていたりすることがあります。被害に遭うのはものを言えぬ乳幼児である場合が多く、繰り返されるために、心身ともに大きく傷ついたり、重篤な後遺症を残したりすることがあります。

### (2) 小・中学校で確認されている主な虐待の種類

図 1、図 3 は、それぞれ今回の調査で明らかになった、小・中学校で確認されている虐待の種類です。これによると、身体的虐待とネグレクトが多く、この 2 つで全体の 8~9